

## 第4回自治基本条例推進委員会 会議録

名称	第4回自治基本条例推進委員会（第3期）
開催日時	平成29年2月14日（火） 午後6時00分～
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、築野委員、撫井委員、荒木委員、栗秋委員、田中委員、根来委員、米原委員 10人出席 【事務局】 市民協働まちづくり振興課 穴道課長、金田主幹、松尾主幹、古谷主事
傍聴人数	1人
議題	1. 阪南市自治基本条例検証結果中間報告について
資料	○ 資料1 自治基本条例検証作業について ○ 資料2 自治基本条例検証シート ○ 資料3 目次（案）
要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長あいさつ</li> <li>・ 阪南市自治基本条例検証結果中間報告について、資料1、2、3に基づき、事務局及び壬生委員（部会長）より説明。</li> </ul>
会議	<p style="background-color: #e0f0e0;">【阪南市自治基本条例検証結果中間報告について】</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>事務局等 阪南市自治基本条例検証結果中間報告について、資料1、2、3に基づき、事務局及び壬生委員（部会長）より説明。</p> <p>委員 住民投票のところ、自分たちに投げかけられた課題の1つであったと思います。また、財政自治の原則ということで、こども館の問題もそうですが、市民に丁寧に情報を伝えていく必要があるのではと感じました。条例の追加ということで、「協働の推進」が挙げられましたが、課同士の協働、庁内連携にさらに努めていただきたい。</p> <p>部会長 2点重要なお指摘をいただきました。財政自治の原則のところは、検証部会でも、かなり議論をしました。長期の財政計画や職員の理解を深める必要性などを議論しました。「協働の推進」については、検証部会でもまだ十分な議論がされていないので、次回の検証部会で議論を深める予定です。</p> <p>委員 市の計画に我々市民がどこまで意見を言えるのかや、情報提供するタイミングが重要であると思います。</p> <p>委員長 計画の策定または改廃については、計画の中身が決まってから公開される状況をいかに避けるのか。しかし、公式に公開される前にどの段階で公開できるかの問題もあります。</p> <p>部会長 部会では、計画の策定等における市民参画の条文である第17条第2項第4号の緊急というものがあるのかという議論はありました。緊急に実施しなければならないときは、震災など生命の危機に関するものにあたるだろうという話になった記憶があります。ただ、運用のところでは読み取れないところもありますので、ここに書かれていないから実施しなくても良いというのではなく、市民には早い段階での情報公開は必要になってくると思います。</p> <p>委員長 追加条文の危機管理については、どちらかというと、自然災害を念頭においた条文になっています。ただ危機管理といった場合にはもう少し幅広く様々な危機等が想定されます。もちろん、地域防災計画、そこでの災害に備えるといった場合大規模な事故、火災等もあり、含まれていると思います。想定外ということパンデミックと呼ばれるような感染症の流行や、情報危機の問題、情報システムの破壊などの問題もあるかとは思っています。</p>

- 委員 検証を行ってきて、条文内で責務を担っておられる人がまず条文を理解することが必要です。  
市として想定外を想定しておく必要があります。  
また、住民投票は、外国人の投票権や投票率の低さなどを考えておく必要もあります。市民の認識不足があります。  
市民の認識不足も考えていかないといけない、わがまちのまちづくりを考えていかない。阪南市なりのまちづくりを考える必要がある、今の中学生とかが阪南市から出ていく方が多いのを、止めるなり、帰ってきてもらうようなことを考えていかないといけないと思います。
- 委員長 市長も職員も議員も市民も条例をしっかり意識をする必要があること、市民の皆さんが自治ということに関心がなくなっているのではないかとご指摘をいただきました。もう一度、市民の自治意識を引き起こしていくような取り組み、また、もう少し主体的に自治基本条例を学んでいただくようなことが必要であります。
- 委員 前回（平成26年3月）の運用提言に基づき、市がどのように取り組んでいるのか。
- 事務局 検証総括に基づく、調査を各年度でしております。平成28年3月18日の推進委員会の際に報告しておりますので、詳しくはそちらの資料をご覧ください。
- 委員 阪南市は、財政基盤が弱い、長期の計画がわかりにくい。市民にきっちり伝わるようになれば良いと思います。
- 委員 自治会の会員が少なくなってきました。防災の関係もあるので、自治会もなくてはならない存在であると思います。
- 委員長 自治会加入率は、全国的にも60%程度で推移しています。自治の基礎になる場所であると思います。自治基本条例の中で具体的に扱うのは難しいかもしれませんが、自治意識をもつ必要があるので、バランスが難しいですね。
- 委員 検証部会に参加して、市民としてもっと自分から情報をとりにいかないといけないと感じました。  
いくら広報していても、自分から情報をとることを意識しないと、情報が入ってこないと思うので、市民として、情報をとる意識を高めることが必要であると感じます。  
自治会も時代の流れとして、ゆるやかな市民活動を通じてつながりを深めていく方法もあると思います。
- 委員 ささまざまな問題があると思いますが、その問題が地域限定であった場合はその地域の方しか知らない、他の地域の方は知らないことがあります。しかし、市の問題として、危機管理として把握する必要があり、市全体に知ってもらう工夫がいると思います。  
自治会もそうですが、子ども会や青年団も活動が少なくなっている現状があります。

委員 地域の連携は希薄だと思えます。小さなコミュニティの中で、あいさつが少ない現状がありますが、情報をそのようなところで自分から取りに行く必要があると思いつつ過ごしています。

委員 資料2の検証部会での意見は、そのままの意見をほぼ忠実に記載していただいています。「危機管理」の条文のところで、個人的な意見としては、情報危機やパンデミックだとかは内容からいくと、自治基本条例でとりあげるのは過大なテーマと思えます。自治基本条例の危機管理は防災とか減災を意味しているので、自治基本条例でとりあげる危機管理を定義しても良いのではと思えます。ひろがりすぎるのではないかと思いました。

委員長 地域防災計画に基本的なことが細かく書かれています。個別具体的には、防災計画や法律で対応しているので、個別具体に対応することはないが、自治基本条例で危機管理と言ったときに、私たちが考えないといけないものはどのような性質でこれまで考えてみなかったものもたくさんあります。想定外のところも含めて対処できるようにみんなで準備していきましょう。完璧な防災はなく、被害が少なくなる防災を考えましょうということが言えるのではということです。

委員長 今回ご報告いただいた中間報告につきましては、色々ご意見をうかがいました。基本理念や基本原則、参画や協働の考え方、執行機関の責務や内部の協働のあり方、この自治基本条例というのが、多くの皆さんに周知徹底される必要があることから、同時に議会や執行機関の職員の皆さんにもしっかりとこれに基づいて行動していただくようなご意見をいただきました。また、やや個別具体的な話になりますが、「危機管理」についての必要性については、ご理解をいただいたかと思えます。どのような文言にしていくかは、部会の方でもしっかりご議論いただければと思います。また、条例改正の「条例の5年ごとの見直し」については、あまりご意見はありませんでしたが、文言の整理を含めてご検討いただきました。「住民投票」につきましては、住民投票条例の検討をという方向自体に反対をされるご意見はなかったものの、改めて情報の共有、分かりやすい情報の提供、その情報を使って議論をするという活用という段階に入っていくと、住民投票は、形だけになってしまうかもしれないということでご意見をいただきました。今後の議論のあり方について、部会で何かあれば、改めてご検討いただければと思います。自治基本条例の趣旨に沿って、市の役割、市民の役割を皆がしっかり考えて、協力、協働してやっていくという姿が一番良い形です。引き続き、部会の皆さんには検証を頑張っていただければと思います。

委員長 それでは本日の推進委員会は終了します。